

私立大学図書館協会国際図書館協力基金による
海外派遣研修実施要領

2002 年 7 月 5 日制定

1. 目的

本事業は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）の実施する国際図書館協力事業の一環として、国際的な人的交流の実現および図書館員の専門職制を学ぶことで意識の向上を図ることを目的とする。

2. 予算

- (1) 本事業は、私立大学図書館協会国際図書館協力基金のもとに実施する。
- (2) 本事業の予算額は、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会（以下「委員会」という。）が立案する。

3. 内容

海外派遣研修協定に基づき実施する。

- (1) 研修先
委員会は、研修先を決定する。その際、受入れ先に対し、本事業が協会の主管する国際図書館協力事業の一環として、実施されるものであることを明示する。
- (2) 研修内容
図書館業務全般とするが、基本的には参加者と相手校の調整による。
- (3) 参加者
原則として、加盟大学図書館の専任職員から年間 1 名募集する。「研修計画書」に基づき選考を委員会で行い、結果を会長校に報告する。
- (4) 旅費その他
往復旅費、諸経費は協会側で負担し、滞在費は参加者の自己負担とする。保険は参加者の所属大学の規程による。

4. 研修報告

参加者は帰国後最初の総会において、研修報告を行う。

5. 会計報告

委員会は、海外派遣研修終了後、会長校に会計報告をする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長校、委員会によって協議するものとする。